

★毎月13日は県内一斉消毒の日です。消毒実施状況の再確認を！

令和8年2月発行 No.7-20 (家きん)



埼玉県川越家畜保健衛生所

電話：049-225-4141

(夜間、土日祝日は緊急携帯に転送)

FAX：049-226-9653

Eメール：r254141@pref.saitama.lg.jp

家畜衛生だより

「大臣指定地域（家きん）」が公表されました！

📍 令和7年9月、家畜伝染病予防法施行規則改正により、家きんの飼養衛生管理基準に「**大臣指定地域**」が規定され、令和7年12月25日に**全国の該当地域が公表**されました。

大臣指定地域とは...？

家畜伝染病の発生及びまん延のリスクが高いと考えられる地域を農林水産大臣が指定するものです。

地域内の農場には、伝染病発生及びまん延防止のための取組が求められます。

「大臣指定地域」の考え方

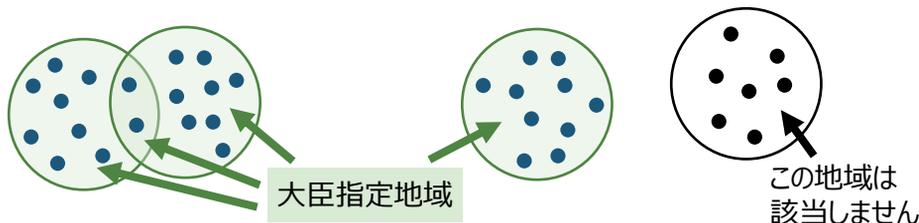
① 同一制限区域内で複数発生があった地域

- ◆ 過去5年間にHPAIが発生した農場（発生農場）から概ね10km圏内に別の発生農場がある地域
- ◆ 指定する範囲は、それぞれの発生農場から概ね10kmを基本として、農場の所在や分布等を考慮して設定



② 農場が密集している地域 ※川越家保管内には該当地域なし

- ◆ 半径3km圏内に10戸以上の家きん飼養農場があり、かつ飼養羽数が100万羽以上の地域



(県内の指定地域・求められる取組については裏面へ)

埼玉県内の大臣指定地域市町村

川越家保管内	川越市（一部）、所沢市（一部）、飯能市（一部）、東松山市（一部）、狭山市、入間市（一部）、富士見市（一部）、坂戸市（一部）、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市（一部）、三芳町（一部）、毛呂山町、越生町（一部）、滑川町（一部）、嵐山町（一部）、小川町（一部）、川島町（一部）、吉見町（一部）、鳩山町、ときがわ町（一部）
熊谷家保管内	熊谷市（一部）、本庄市（一部）、深谷市（一部）、長瀬町（一部）、東秩父村（一部）、美里町、神川町（一部）、上里町、寄居町（一部）



該当地域は「字」単位で指定されており、農林水産省HPに掲載されています。詳細は下記QRコードからご確認ください。



貴農場は大臣指定地域外です

⇒ 今後のHPAI発生状況等によっては、**大臣指定地域に指定される可能性があります**。下記取組について事前に確認しておきましょう。

大臣指定地域の家さん所有者が遵守すべき取組

✓ 消毒等の実施に備えた措置（飼養衛生管理基準の項10）

家畜伝染病予防法第30条（県による消毒命令）に基づく消毒方法等を実施する場合に備え、**消毒薬の備蓄や塵埃対策等の準備**をしてください。

- 👉 最低限1回の家さん舎周辺の消毒（動力噴霧器による消毒薬散布等）に必要な量を確保しましょう。
- 👉 塵埃対策（不織布フィルターの設置等）によって家さんの健康を害するおそれがある場合は、準備をしなくても不遵守とはなりません。

✓ 農場周辺の状況把握（飼養衛生管理基準の項21）

農場周辺の野鳥の生息状況等を把握し、農場内に野鳥が留まる場所や飛来場所がないかを確認した上で、**野鳥誘引防止策を実施**してください。

また、農場敷地外についても、地域ぐるみで実施するべき**野鳥誘引防止策を検討**してください。

農林水産省HPに「飼養衛生管理基準」と「飼養衛生管理基準の指導の手引き」が掲載されています。右のQRコードからご確認ください。

